

## 令和5年度第1回 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会 議事要旨

### 【開催要領】

1. 開催日時：令和5年8月22日（火）14：00～15：40
2. 場所：熊本市役所 本庁舎4階モニター室
3. 開催方法：会場参加・オンライン参加（ハイブリット開催）

### 4. 出席委員：

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 西森 利樹  | 熊本県立大学 総合管理学部准教授        |
| 田村 正宜  | 九州運輸局 熊本運輸支局首席運輸企画専門官   |
| 木崎 美千代 | 利用者代表                   |
| 原 清美   | 熊本市ボランティア連絡協議会 事務局長     |
| 小出 照幸  | 熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 専務理事  |
| 吉田 光義  | 熊本県タクシー協会 専務理事          |
| 小山 剛司  | 株式会社T a K u R o o 代表取締役 |
| 庄山 義樹  | 熊本市 健康福祉政策課長            |
| 深田 徹   | 宇土市 福祉課長                |
| 内富 裕登  | 宇城市 社会福祉課長              |
| 小畑 英之  | 合志市 福祉課長                |
| 谷口 信也  | 美里町 福祉課長                |
| 上田 直紹  | 玉東町 町民福祉課長              |
| 齊藤 孝浩  | 大津町 福祉課長                |
| 氏家 良子  | 菊陽町 福祉課長                |
| 廣瀬 龍一  | 西原村 住民福祉課長              |
| 山下 小代里 | 御船町 福祉課長                |
| 松本 和美  | 嘉島町 福祉課長                |
| 荒木 薫   | 益城町 福祉課長                |
| 宮崎 貴美代 | 甲佐町 福祉課長                |
| 山口 和浩  | 菊池市 福祉課長                |
| 徳丸 和孝  | 山鹿市 福祉部次長兼福祉課長          |

### 5. 欠席委員：(敬称略)

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 富田 廣志 | 熊本県バス協会 専務理事            |
| 野田 大輔 | 運転者代表 熊本県自動車交通労働組合執行委員長 |

### 6. 傍聴人：0人

**【次第】**

- 1 開会
- 2 議題 1 **【協議案件】** 運営協議会設置要綱の改正について
- 3 議題 2 **【協議案件】** 「更新登録」「変更登録」
- 4 議題 3 **【報告案件】** 運送実績報告（令和 5 年上半期）
- 5 その他
- 6 閉会

**【配布資料】**

- 令和 5 年度第 1 回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会次第
- 令和 5 年度第 1 回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和 5 年度第 1 回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料 1 議題 1 **【協議案件】** 運営協議会設置要綱の改正について
- 資料 2 議題 2 **【協議案件】** 「更新登録」「変更登録」
- 資料 3 議題 3 **【報告案件】** 運送実績報告（令和 5 年上半期）
- 参考資料

【要旨】

●議題1 【協議案件】運営協議会設置要綱の改正について

- 改正内容 ・ 書面開催に関する記載の追加
  - ・ 連絡窓口記載の削除
- 事務局より、要綱改正の概要説明

事務局 関連したご意見として、前回の協議会で小出委員から「事業の新規申請について、現在年2回行っている協議会を待たず、随時書面開催を行い、直近の会で報告を行ってはどうか」とのご提案があっておりました。

こちらについて検討を行いました。 「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」別紙「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」2（6）における書面での協議が可能な旨は、緊急避難的な処置として定められたものであること、また新規申請は申請者から説明等を聴取しながら特に慎重な協議が必要な案件であることから、新規の申請を書面で行うということについては困難と思われま

小出委員 新規の団体がいた場合に協議会まで待ってもらう必要があり、随時書面開催で新規申請を行えたらと思い提案させていただきました。

できるだけ新規申請はタイムリーに申請できるような環境を作っていただけたらと思います。

<結論 議題1の要綱改正について承認>

●議題2 【協議案件】①「更新登録」(NPO法人NEXTSTEP)

②「変更登録」(NPO法人みらいけあ)

○事務局より、更新登録、変更登録の進め方説明。

○参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

事務局 令和4年9月30日国自旅第241号「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点について」の別紙「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン(以後、ガイドライン)」において新たに定められた「運送する旅客の範囲について」の変更点について改めて周知させていただきます。

これまで、団体の登録申請の際に該当区分の利用者がいない場合は、旅客の範囲に定めることができませんでしたが、通知により、該当区分の利用者がいない場合でも運営協議会で協議が整った場合は、区分の追加が可能となっております。

本日の、NPO法人みらいけあ様の「変更登録」の内容の一部は、この通知にそった申請となっておりますのでよろしく願いいたします。

吉田委員 更新登録・変更登録協議の資料として、熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針(以後、指針)は付けてありますか。

事務局 付けておりませんので、指針を参加者の元に準備いたします。

吉田委員 先ほどガイドラインの変更に沿って変更登録を行うとありましたが、熊本には指針があります。ガイドラインと運営指針、どちらを使うのか区別をしなければならぬと思います。

事務局 あくまで運営指針に基づいての協議を行う中で、今回ガイドラインの方で利用者の事前の申請については具体的な取り扱いができますというお示しがありましたので、指針と同時に踏まえて今回の協議をお願いします、ということで、指針を軽視しているということではございません。

○議題2【協議案件】①更新登録（NPO法人NEXTSTEP）より、更新登録に係る説明

○参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

運輸支局      旅客の名簿で、令和3年11月25日に新たにトの方が名簿に記載が上がっていますが、トの旅客の範囲を広げる変更登録はされていますか。

事務局      令和3年度に追加になっている方の区分について、前回の更新は令和2年度でしたが、この区分を追加の協議をしたという状況が確認できておりません。今回の協議でこの方を含めたご協議をという形でお願いしたいと存じます。

<結論 NPO法人NEXTSTEPの更新登録について、承認。>

- 議題2【協議案件】②変更登録（NPO法人みらいけあ）より、更新登録に係る説明
- 参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

吉田委員       今回、新しく旅客の範囲として要介護認定者を増やしたいということで、実際申請されたい要介護認定者の方は、タクシー等に一人では乗れないような方なのか。

みらいけあ     はい。その方はヘルパーと一緒にないと移動ができません。

吉田委員       使用車両に「○号車」と記載しなければならないが、写真を見ると「○号」としか書かれていないので「○号車」と記載を修正して下さい。

みらいけあ     修正いたします。  
                  （後日、事務局にて修正確認済み）

運輸支局       先程の要支援者については、指針の別記1「登録会員」の範囲の中の4に当たるといっていいのでしょうか。

事務局         1（2）に、要支援者も含まれると考えております。

運輸支局       1（1）は要介護認定3～5、また1（2）は要介護認定1～2の話ではないのですか。

事務局         要支援者が1（2）もしくは4かというのを、申請いただいている市町村として整理を行い、事業所にどの区分での対象と考えるかをお伝えしたいと思います。

<結論 NPO法人みらいけあの変更登録について、承認>

●議題3【報告案件】運送実績報告（令和5年上半期）

- 各事業者より、運送実績報告
- 参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

吉田委員 廃止になられた団体については、利用していた方についてはどうなりましたか

事務局 別の団体を使うようにお伝えしたと聞いています。

吉田委員 廃止団体の利用者に対して、事務局からもフォローできるようにお願いします。

吉田委員 今回欠席の事業者がおられるが、これは問題だと思います。

事務局 事務局としても重く受け止めています。  
オンライン開催も併用しているため何とか参加いただくよう投げかけましたが、どうしても外せない事由によりと欠席されました。この協議会で報告しご質問・ご確認いただくことで適正な運営を担保していると考えています。定期的な実績報告をいただけないようであれば更新登録の際などに考慮せざるをえない、と厳しく伝えました。

●その他

熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針を改定するべきとの意見あり。

▽熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の改定について意見の抜粋

- ・ガイドラインと運営指針の整理をしてほしい。
  - ・ガイドラインと運営指針の整合性を整理するため、専門部会を設置し、次の2月開催の協議会までの半年間の間に話し合いたい。
  - ・指針の登録会員の範囲について、国の規定にそろえてほしい。
  - ・専門部会で話し合う前に運送主体からの意見を取り入れるべき。
  - ・価格高騰のため、運送の対価の上限を上げてほしい。
- 令和3年度にタクシー運賃を上げていることも考慮してほしい。

国通知等と比較・確認し、必要に応じて改めて協議を図る方向となった。